

平成二十五年十月十日発行
皇學館論叢第四十六卷第五号 抜刷

研究ノート

天平三年八月の参議推挙についての一試論

—「藤原四子体制」論、「武智麻呂政権」論の一助として—

大友裕二

天平三年八月の参議推挙についての一試論

—「藤原四子体制」論、「武智麻呂政権」論の一助として—

大友 裕 二

□ 要 旨

本小論は、『続日本紀』天平三年（七三一）八月丁亥条に確認される、六名の参議補任について考証している。従来は、就任者のなかに藤原宇合と麻呂が含まれており、かつ残りの人物が概ね藤原氏と友好的であったことから、これを藤原武智麻呂による策略と位置づけて、「藤原四子体制」もしくは「武智麻呂政権」の成立、ないし確立の論拠とされてきた。しかし、本条に至る一連の関係記事を素直に解釈していくと、この時の参議任命は、聖武天皇の御意に端を発していることが明らかとなる。また、当時の八省

脚を確認すると、武智麻呂による政略とみる蓋然性は低下する。この視座は、武智麻呂の嫡子たる豊成の出世が、決して早くはないことから補足することができるだろう。こうした事実確認を踏まえ、「藤原四子体制」論や「武智麻呂政権」論に対し、若干の疑義を呈している。

□ キーワード

藤原四子体制 藤原武智麻呂政権 高田王 門部王

はしがき

『統日本紀』天平三年(七三二)八月辛巳条に(本稿で『統日本紀』を引用する場合は、すべて新訂増補国史大系本により、年月日のみを記す。また、史料に附した傍線は、筆者によるものである。)

引三人諸司主典已上於内裏。一品舍人親王宣勅云。執事卿等或薨逝。或老病不堪_レ理務_一。宜下各_レ擧中所_レ知可_レ堪_レ濟_レ務者_一。

という記事がある。これによると、「執事卿等」が「薨逝」したり、「老病」のため「理務」に堪えることが出来ないのです。務めに堪え得る人材を推挙せよとの「勅」が下り、これを舍人親王が「諸司主典已上」に宣している。「執事卿等」が「薨逝」したというのは、この「勅」が下される直前、時の大納言であった大伴旅人が薨去したことを指しているのだろう(天平三年七月末参)。「老病不堪_レ理務_一。」というのは、翌年四月に中納言阿倍広庭が薨していることに留意すれば(天平四年二月末参)、彼が、この時すでに病床にあつたことを示していると思われる。よって、これらの事情から類推する限りでは、ここで発せられた「勅」の内容は、当時の現状を物語つているといえるだろう。

こうした状況のなか、この「勅」に応える形で、諸司らが「可_レ堪_レ濟_レ務者」を推挙することになる。このことは、天平

元年八月癸未条に、

主典已上三百九十六人詣_レ闕上表。擧_レ名以聞。(後略)

と記されており、「主典已上三百九十六人」による「上表」が行われていることが確認できる。養老職員令の規定では、京官の主典以上は四三二人であるから、実に九割以上の官人が関与していたことになる。

そして、「主典已上三百九十六人」による「上表」を受けて、天平三年(七三二)八月丁亥条に、

詔。依_レ諸司_一擢_二式部卿從三位藤原朝臣宇合。民部卿從三位多治比真人_一。兵部卿從三位藤原朝臣麻呂。大藏卿正四位上鈴鹿王。左大弁正四位下葛城王。右大弁正四位下大伴宿祢道足等六人。並為_レ參議_一。

とあるように、式部卿藤原宇合、民部卿多治比真守、兵部卿藤原麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大弁葛城王、右大弁大伴道足の計六名が、「諸司擧」によって参議に就任するのである。

一、

そもそも、この参議補任記事は、「藤原四子体制」、あるいは「武智麻呂政権」の成立、ないし確立の根拠として提示されてきたものである。そこでまずは、先行する学説が、この参議推

挙をどのように把握し、論拠として用いているのか紹介しておく。

「藤原四子体制」論を最初に展開された野村忠夫氏は、「参議を正官化する形態」と位置づけたうえで、①「行政的官司の主要な代表者を一括して議政官に結集した」ことと、②結果「藤原四子がすべて議政官に列した」ことを注意点として挙げ、「人数の上からも議政官の約半数を占め、表（議政官の首座）と裏（議政官の実力者）との要点を握った藤原氏は、ここに藤原四子体制を確立したのである」と結論づけておられる。

野村氏の「藤原四子体制」論を継承し、その拠りどころとして言及された中川収氏は、「其の選任の方法と結果をみると単なる人材不足とそれに伴う補充の新方法といえない意図的なものを感じる」との理由から、「長屋王の事変後の不安定な廟堂体制を強化するために採った方策」と考えられている。そのうえで、

その任用に諸司推挙という前例のない方式を採ったのは、二人の弟がすでにそれぞれ卿の任にあることから必ず推挙されると考えたからであろう。この方式を採れば抵抗なく意中の者を議政の座へ進めることができるし、また行政官兼務ということで実質的な権力掌握にも運動するのである。と整理し、武智麻呂による策略であったと主張された。

天平三年八月の参議推挙についての一試論（大友）

こうした野村・中川両氏の説く「藤原四子体制」論に対し、「武智麻呂政権」論をいち早く掲唱された瀧浪貞子氏は、参議の性格が、それまでの恣意的要素が強いものから、「オープンな形になったことで天皇（側）の意思は大きく制約される」ように変化し、「これが契機となつて資格や規準、人数などが定められ、参議がはじめて正規の官となつた」と指摘されている。そして、これを推進したのが武智麻呂であり、一族から代表一人を出す慣例を破つて、藤原四子を政界に導くことに成功した彼の政治手腕を高く評価されている。

このように、藤原氏（武智麻呂）を軸に論述される傾向に対し、やや異なる視点から解明を試みられたのが本川清裕氏である。氏は、藤原四子の相互関係を詳しく分析し、彼らは「互いにもっとも警戒すべき存在」であったということを通き出された。そのうえで、「この推挙が藤原四兄弟の団結した策謀によるものだったとは思えない」と指摘し、「皇親の立場の確保と皇親政治への道を開こうとした」舎人親王の関与を想定されている。しかし、このように仮定すると、宇合と麻呂の補任事情が説明できないことから、併せて武智麻呂が関係していると推測された。そして、これらを総括し、「天平三年八月の参議推挙は、皇親勢力と武智麻呂が結束して推進し、それぞれの思惑通りの人物を補任させたのだろう」と論断されている。

また、林隆朗氏²⁶は、選出された人物六名の位階に注目され、「現職の位階の低い治部と宮内を除いた六省の卿」が推挙されたと述べておられる。さらに、この人事を「別の観点」からみると、「藤原氏の二人宇合と麻呂を入れるための仕掛けと見ることもできる」ので、「武智麻呂の主導下に藤原四兄弟が揃って参議に列したかたちは前例のない政治体制であり、その限りでは武智麻呂の主導による藤原四兄弟体制といつてよいであろう」と、「藤原四子体制」論を擁護されている。

こうした研究成果を整理しつつ、より詳細に考察を加えられたのが木本好信氏²⁷である。氏は、諸司の推挙による方法となつた理由について、「武智麻呂らにとつては政権を確固たるものにするからも自派閥よりの選任を思慮していたが、反対派勢力の反発にも配慮することが求められていた」からだとされている。宇合・麻呂・葛城王・大伴道足は、「式・兵部卿、左右大弁は枢要官司の長官という職掌上のことから当然」任用されることが予想されていたとし、多治比県守は「長屋王の変」から「権参議」としての功績があり、鈴鹿王は「長屋王の事件」に関して弟鈴鹿王への特別な配慮」によるものから、任命に至つたのだと説明される。そして、こうした人事は、「ただ一人の大納言であつた武智麻呂の意図のもとに進められた結果」であつたと位置づけられて、

ここに長兄武智麻呂の主導のもとに、参議・式部卿の宇合、参議・兵部卿の麻呂を中心に、中納言阿倍広庭、参議・中務卿の房前、そして親藤原氏というよりは親武智麻呂派というべき参議・民部卿の多治比県守、参議・右大弁の大伴道足に、参議・大蔵卿の鈴鹿王、参議・左大弁の葛城王らを加えた「藤原武智麻呂政権」が成立したといえる。と結論づけ、「武智麻呂政権」の成立を提唱されている。

二、

以上、天平三年八月の参議推挙について意見されている、主要な研究を概観してみた。それぞれの説に若干の違いはみられるが、これら諸説の共通認識を抽出してみると、およそ次のことが挙げられるだろう。

一、参議が正官となつた。

二、「諸司拳」は、藤原氏（武智麻呂）の策略である。

三、「藤原四子体制」もしくは「武智麻呂政権」の成立、ないし確立の根拠。

さて、ここで筆者が疑問視するのは、「諸司拳」による選任の方法が、なぜ藤原氏（武智麻呂）主導によるものと見做せるのかである。確かに、先学による検証によつて明らかなら

に、就任者と武智麻呂との人的関係は良好であり、筆者もこの観点に異論があるというわけではない。したがって、こうした見地に立つて、参議推挙の結果に要点を置くならば、これを武智麻呂の策略と見做すこともできるであろう。

しかし一方で、先に掲示した天平三年八月辛巳条を素直に読み解くならば、一連の動向は聖武天皇の御意によるものだったと考えられる。なぜなら、「諸司主典曰上」に「所知可堪_レ濟務者」を推挙するよう命じた文書は「勅」であり、これに応じた「主典曰上三百九十六人」は「上表」によって推挙し、その結果「詔」によって六名の参議が任命されているからである。つまり、この一連の流れは、天皇の意向で実施されていたと判断でき、ここに藤原氏（武智麻呂）の恣意的な要素を見出すことはできないだろう。だとすれば、同様に、本川氏が説かれる皇親勢力（舍人親王）の関与もまた認め難い。

もう一つ、諸氏の見解を概括したとき、「諸司挙」＝藤原氏の策略とみる根拠で、行政官司の要職に就く六名が自ずと選出された、と言われるようなことには合点がいかない。特に、中川説に顕著なように、八省の卿であることが重要視されていたのならば、ここで選出されなかった宮内卿・治部卿・刑部卿なども、当然、候補に挙がってくるからである。しかし、これらの職が欠員であり、必然的に先の六名しか適任者がいなかった

可能性も捨てきれない。そこで、この真相を解明すべく、以下、宮内卿・治部卿・刑部卿に就任していた人物がいたのかどうか追究してみたい。

三、

まずは、宮内卿について確かめてみる。天平三年八月の時点で、宮内卿の存在を直接示す史料はない。この前後で、もつとも早く宮内卿が確認できるのは、天平七年（七三五）閏十一月己丑条である。そこには、「宮内卿從四位下高田王卒。」とあって、天平七年閏十一月の時点で、高田王が宮内卿を務めていたことが判明する。ところが、この人物については、神龜元年（七二四）二月の從四位下への叙位がわずかに知られるだけで（神龜元年二月丙申条）、在任期間を特定することができない。けれども、卒伝によって、從四位下で宮内卿の任にあったことが看取されるため、少なくとも、神龜元年二月の叙位以降に宮内卿を帯びることになったことは確実である。

ところで、高田王の前任者は誰なのだろうか。神龜元年二月以前で、宮内卿を示す記事を探してみると、靈龜元年（七一五）五月壬寅条が該当する。そこには、「（前略）從四位上阿部朝臣広庭為_二宮内卿_一。（後略）」とあって、阿倍広庭が就任している

ことがわかる。これ以後の官歴は、養老五年（七二二）六月に左大弁（養老五年六月辛丑条）、養老六年（七二二）に参議朝政（養老六年七月壬申条）、神亀四年（七二七）十月に中納言となつていて（神亀四年十月甲戌条）、天平三年の薨伝には「中納言従三位兼催造宮長官知河内和泉等国事」とみられる（天平三年二月乙未条）。したがつて広庭は、薨去するまでに宮内卿を離れていたことが確認できる。

これらの情報から、高田王の宮内卿在任期間を推定してみた場合、阿倍広庭が神亀四年に中納言となるまで宮内卿の任にあり、その後任として高田王が就任したとみれば、上手く説明することができるのではなからうか。そして、この仮説が妥当であるならば、高田王が宮内卿となつた時期は神亀四年十月頃で、その任を卒時まで務めていたということになる。とすると、あくまで推論の域を脱することはできないが、天平三年八月のころには、高田王が宮内卿を帯びていた可能性は大きいだろう。

次に、治部卿について確認してみる。先の手法と同じように、天平三年八月前後で、もつとも早く治部卿が確認できる記事を拾ってみると、天平三年十二月乙未条となる。そこには「(前略)得_三治部卿従四位上門部王等奏_一稱。(後略)」とあつて、門部王の名を知ることができる。問題は、件の王が天平三年八月に治部卿であつたのかということになる。この王につい

ては、すでに指摘があるように10)、同名の二人が確認されるため、官歴を跡づける際には注意を要する。したがつて、ここでは先行する学説に基づきながら、少し丁寧にみておくことにする。

門部王の初見は、和銅三年（七一〇）正月戊午条に「授三位門部王。(中略)並従五位下。」とあつて、无位から従五位下へと昇叙していることがわかる。ところが、和銅六年（七二三）正月丁亥条に、「无位門部王従四位下」との記事が確認される。となると、先の初見記事との間に、位階の面で矛盾を来すことになつてしまふ。これを合理的に処理するならば、当該期には、二人の門部王がいることにならう。

前者は、養老元年（七一七）正月に従五位上（養老元年正月乙巳条）、同三年（七一九）に「伊勢国守」として伊賀と志摩の按察使となり（養老三年七月庚子条）、同五年には正五位下（養老五年正月壬子条）、神亀元年二月には正五位上（神亀元年二月壬子条）、同五年（七二八）五月に従四位下と（神亀五年五月丙辰条）、順調な昇進を重ねている。後者は、従四位下となつた後、養老五年（七二二）六月に刑部省の大判事（養老五年六月辛丑条）、神亀三年（七二六）に造頼宮司となつていことが知られるのみである（神亀三年九月壬寅条）。

このように、天平三年以前における二人の門部王の位階は、共に従四位下であることが判明する。しかしながら、天平三年十二月の記事では、「従四位上」たる門部王が治部卿を務めて

いた。しかも、天平六年（七三四）二月には、従四位下を冠する門部王がみられるため（天平六年（月癸巳））、位階が合致せず、ここに整合性がとれなくなってしまう。

これを解決してくれるのが、天平六年の年紀を持つ「聖武天皇勅旨写経御願文」である。その末筆には、「写経司治部卿従四位上門部王」という記載があつて、従四位上を有する門部王の存在が証明され、先の問題は水解するだろう。すなわち、国史の記事には採用されていないが、神亀五年以降、二名の門部王のうちどちらかが従四位上に昇進していたことが裏付けられる。よつて、昇叙に預かつた方の門部王が、天平三年十二月までに治部卿に就任していたことが明らかとなる。^(二二)

また、『懷風藻』に、「従四位上治部卿境部王」の詩が残されている。題詞には、「長王が宅にして宴す」とあつて、天平元年（七二九）二月の「長屋王の変」以前の宴であることが窺える。ここにみられる「境部王」は、養老五年に治部卿となる「坂合部王」のことであろう（養老五年（月辛丑））。このことから、「長屋王の変」前後に、坂合部王が治部卿を務めていたことがわかる。ということは、神亀五年以降に従四位上に昇叙した門部王は、この坂合部王の後任として治部卿に補されたということになる。ようするに、天平三年八月の参議推挙の時点で、門部王が坂合部王のいずれかが治部卿として存在していたことは、ほぼ

間違いないことだといえる。

刑部卿はいえ、和銅三年にみられる竹田王から（和銅三年（月乙未））、天平十三年（七四二）の長田王の任官記事まで（天平十三年（月丙申））、他の人材が充てられた形跡を見出すことができない。しかも竹田王は、靈龜元年に「散位」で死去しているから（靈龜元年（月丙申））、今のところ、靈龜元年から天平十三年までの刑部卿は不明である。

四、

以上みてきたように、宮内卿と治部卿に限つていえば、天平三年八月の時点で在任者が想定される。とりわけ治部卿が存在していたことは確実である。このことからすれば、少なくとも、宇合と麻呂が「卿の任にあることから必ず推挙される」保証はどこにもないだろう。^(二三)

その点、林氏が、「現職の位階の低い治部と宮内を除いた六省の卿」から採択されたとする指摘は有効である。というのも、参議拜命者は正四位以上を冠しているが、宮内卿の高田王は従四位下、治部卿の門部王もしくは坂合部王は従四位上で、選ばれた六名の最低位階と比べても、一階ないし二階、低いからである。したがつて、「可_レ堪_レ濟_レ務者」の判断材料に、位階の高低があつた可能性は大きい。もっとも林氏は、先に紹介

したとおり、結果からみて「藤原氏の二人宇合と麻呂を入れる為の仕掛け」と結論づけておられる。しかし、前述したように、諸司の推挙による参議の補任は、聖武天皇の「勅」に応え、太政官の人材不足を補うものであったとみるのが穏当であると考ええる。

他にも、先行学説が述べる論旨に、疑義が生じてしまうことがある。もし仮に、天平三年八月に、武智麻呂の思惑通り「武智麻呂政権」が発足し、藤原氏の勢力拡大が図られていくのであれば、武智麻呂の嫡子たる豊成は、順調な昇進を続けることになるだろう。しかも、式部卿には房前がいて、兵部卿には麻呂がいることを併考すれば、これが阻まれる理由はない。しかし事實は逆で、豊成に「武智麻呂政権」下での目立った叙位・任官は認められず、天平四年（七三三）正月の従五位上（天平四年正月甲子参）、同九年（七三七）二月の正五位上への昇叙（天平九年二月戊午参）がわずかに知られるだけである。（二六）こうした事実から、当該期に、果たして藤原氏（武智麻呂）による政治権力が形成されていたのかと疑問に思うのである。

さらにもう一つ、武智麻呂の策略とは思えない理由を付け加えておく。従来は、武智麻呂が自身と友好的な六名を確実に参議とするため、彼らが必然的に選出されるという核心を持ったうえで、藤原氏に対抗する勢力に配慮し、当たり障りのない

「諸司挙」という方法が採られたと論じられている。しかし、このように立論する場合、藤原氏に対抗する勢力もまた、彼らが必要推挙されようと予測していたとみるべきではなからうか。必然的に選出される六名が、武智麻呂と親しい間柄であるならば、このような視野も必要であると考ええる。そうすると、藤原氏が有利となることを前提にした「諸司挙」という方法を、これに対抗する政治勢力が、なぜ実施に踏み切ったのかの説明されなくてはならないだろう。

このような諸点を総括し、筆者は、先行学説とは違った捉え方をするのである。すなわち、天平三年八月丁亥条に窺える六名もの参議任命は、史料が伝える以上に意図的なものは見出し難く、聖武天皇の「勅」に応じた諸司らが、位階・官歴などから「可堪^レ濟^レ務者」と判断し推挙したので、彼らは参議に就任したものだ^①と考える。それが結果的に、宇合と麻呂を政界に導くことになるのだが、これはあくまで結果論として捉えるべきであろう。

むすび

最後に、小論で述べてきたことを簡潔に整理しておく。①天平三年八月の「諸司挙」による参議の任命は、聖武天皇の「勅」

に応じた「主典已上三百九十六人」らが、式部卿藤原宇合、民部卿多治比郎守、兵部卿藤原麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大弁葛城王、右大弁大伴道足らを「可_レ堪_レ濟_レ務者」と判断し推挙した結果であり、藤原氏（武智麻呂）が意図した人事だとは考えにくい。②なぜならば、この段階で宮内卿や治部卿の存在が想定されるため、宇合と麻呂が必ず選ばれるという確証は持てず、この一連の動向を藤原氏（武智麻呂）による策略とみる蓋然性が低下するからである。③このことは、武智麻呂の嫡子たる豊成に、天平三年八月以降で際立った出世がないことから補足することができるだろう。④これらを要するに、天平三年八月の参議推挙の実相は、史料が伝える以上に意図的なものではなく、「武智麻呂政権」の成立ないし確立に結びつけることはできないと結論づけたい。

【註】

- (一) 新日本古典文学大系本『続日本紀二』二四七頁―注二六（岩波書店、一九九〇）。
- (二) 野村忠夫「長屋王首班体制から藤原四子体制へ」（『律令政治の諸様相』所収、塙書房、一九六三）。
- (三) 中川収「藤原四子体制とその構成上の特質」（『奈良朝政治史の研究』所収、高科書店、一九九一）。
- (四) 瀧浪貞子「武智麻呂政権の成立―「内臣」房前論の再検討―」（『日本古代宮廷社会の研究』所収、思文閣出版、一九九二）。
- (五) 本川清裕「天平三年八月の参議推挙の実相」（『古代史の研究』九、一九九三）。
- (六) 林陸朗「天平期の藤原四兄弟」（『国史学』第一五七号、一九九五）。
- (七) 木本好信『藤原四子』（ミネルヴァ書房、二〇一三）。
- (八) 中川氏（前掲註）や木本氏（註七）の検討によって、多治比郎守・葛城王・大伴道足らが、藤原氏（武智麻呂）と親しい関係にあったことが明らかにされている。
- (九) 中川氏前掲註三論文。
- (一〇) 澤瀉久孝「萬葉作者復攷」（『萬葉の作品と時代』所収、岩波書店、一九四一）。『日本古代人名事典二』（吉川弘

文館、一九五九)。黛弘道「万葉歌人「門部王」小考」
〔上代文学論叢〕所収、一九七七)。福山敏夫「再び奈良朝に於ける写経所に就いて」〔寺院建築の研究〕所収、中央公論美術出版、一九八二)。新日本古典文学大系本『続日本紀一』補注五―五(岩波書店、一九八九)。『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、一九九〇)。澤田浩『薬師寺縁起』所引天武系皇親系図について〔国史学〕第一四二号、一九九〇)。

(二一) 『大日本古文书』二四―補遺一。

(二二) 澤瀉氏^(前掲註一〇論文)と黛氏^(前掲註一〇論文)は、筆者でいう「後者」の門部王が、天平三年十二月の治部卿だと判断されている。

(二三) 中川氏前掲註三論文。

(二四) 林氏前掲註六論文。

(二五) 林氏前掲註六論文。

(二六) 拙稿「藤原四子体制」の再検討〔皇學館論叢〕第四三卷、第四号、二〇一〇)。

(二七) 野村氏^(前掲註二論文)、中川氏^(前掲註三論文)、林氏^(前掲註六論文)など。

(二八) 木本氏前掲註七。

(おおもとも ゆうじ・皇學館大学大学院博士後期課程)